

複数回更新者の診療実績の免除について

一般社団法人日本歯科専門医機構より、令和5年6月29日に開催された定時社員総会において、ベテラン歯科専門医への対応として、専門領域での相応の経験を有する歯科専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で連続して3回更新している（20年間継続し専門医）である場合、臨床に携わっていること、後進の指導に携わっていることを条件に診療実績の証明が免除されることが示されました。

これに伴い、本学会におきましても令和6年の更新審査より、4回目以上の更新対象者につきましては、これまでの臨床実績の症例提出を免除することになりました。

但し、臨床実績の提出免除を希望する場合は、臨床に携わっていること、後進の指導に携わっていること示すため、「臨床・指導・教育実績証明書」を提出する必要があります。

また、臨床実績に関わる単位以外の必要単位については免除されませんので、十分ご注意ください。

令和5年8月9日

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
理事長 飯島 毅彦

専門医審査委員会
委員長 松浦 信幸